

緑化推進センター講習室等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市が所有する、飯田公園緑化推進センター内にある講習室等の使用について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市緑化の普及に関する活動の場を提供するため、次のとおり講習室を設置する。

講習室	定員 60名 100 平方メートル
第2講習室	定員 12名 24 平方メートル
ロビー	100 平方メートル
展示場	縦 1.7 メートル 横 7.1 メートル

(対象者)

第3条 公園管理者が講習室を貸出すことができる団体は、次のとおりとする。

- (1) 造園、園芸、花と緑のまちづくり、自然保護、環境教育、都市緑化の普及等に資する事業の関係者により構成される団体
- (2) 官公庁、学校又はこれに準ずる団体
- (3) 地元関係の団体等で自治会が認知しているもの
- (4) その他公園管理者が認める団体

(使用目的)

第4条 講習室において認められる行為は、市民のみどりに関する知識の普及啓発につながる造園、園芸、花と緑のまちづくり、自然保護、環境教育又は都市緑化に関連する講習会、学習会、展示会、催し物又は会議とし、以下の目的の場合は貸出すことができない。

- (1) 営利目的の場合
 - (2) 政治、宗教に関わりのある場合
 - (3) 飲酒を伴うもの
 - (4) カラオケ等の大きな音を発するもの
 - (5) その他、管理上支障のある場合
- 2 前項(1)に定める営利目的のうち、展示会を主体として補助的に行う即売会や、公園利用者の利便性に特に供すると認められる物品の販売については、この限りではない。

(使用料)

第5条 公園管理者は、第3条の対象者が、第4条の目的で使用する場合に限り、講習室の使用料を徴収しないものとする。

(使用願)

第6条 講習室及びロビーを使用する団体は、緑化推進センター講習室使用願（第1号様式）を公園管理者に提出しなければならない。また、展示場を使用する団体は、緑化推進センター展示場使用願（第2号様式）を公園管理者に提出しなければならない。

(報告)

第7条 公園管理者は、使用状況等について確認するため講習室等を使用した団体に対し、緑化推進センター講習室使用報告書（第3号様式）の提出を求めることができる。

(使用期間及び使用時間)

第8条 展示場を除く講習室等の使用期間は、緑化推進センターの業務期間のうち3日間を限度とし、展示場の使用期間は、1カ月間を限度とする。

2 講習室等の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(使用者の義務)

第9条 講習室等の使用者は、良好な状態で長く使用することができるよう、講習室等を大切に使用しなければならない。また、使用にあたっては、公園管理者の指示に従わなければならぬ。

2 使用者が、故意により講習室又は室内の備品に損害を与えた場合は、公園管理者はその損害の賠償を使用者へ請求することができる。

(使用の拒否)

第10条 公園管理者は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用の取消し又は使用を拒否することができる。

- (1) 第6条の規定により届出た目的以外で使用した場合
- (2) 第9条に規定された使用者の義務を行わない場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は公園管理者が定める。

附則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。